安中市立松井田小学校 校長 田島 浩之

学校で予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが下記に該当する病気にかかられたようですが、学校保健安全法により出席停止となります。 (欠席扱いになりません。) 主治医から登校の許可があるまでは、充分に休養をとってください。主治医 から登校の許可がありましたら、下記の「証明書」に記入していただき学校に提出してください。

感染症と出席停止の基準

	学校で予防すべき伝染病の種類	出席停止の基準				
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症	病気が治って、医師の許可があるまで				
	インフルエンザ(H5N1 新型を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日(幼児にあっては3日)を経過する まで				
第二種	百日咳	特有の咳が出なくなるまで又は5日間の適 切な抗菌薬療法が終了するまで				
	麻 疹 (はしか)	熱が下がって3日を経過するまで				
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで				
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで				
	水 痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなった後2日を経過するまで				
	結 核	医師が感染のおそれがないと認めるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで				
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽				
		快した後1日を経過するまで				
第三種	腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性	症状により医師が感染のおそれがないと認 め、許可があるまで				

感染症のようでしたら、お手数ですが下記の証明書のご記入をお願いいたします。

証明書

年		病 名	
上記の者は、	月	<u>日</u> より出席停止になっていましたが、他へ感染のおそれがなくな	: 9
ましたので、	月	日より出席してよいと思われます。	
	令和	年 月 日 医師	印